

高度無線環境整備推進事業

1. 施策の目的

- 在宅学習等の基盤を整備することが喫緊の課題であるとともに、「新しい生活様式」を実現して地方活性化につなげるためにも、大容量通信等の基盤となる伝送路設備の整備が必要。
- ポストコロナ社会を見据え、高画質動画コンテンツの利用が増加することにより増大するトラヒックニーズに対応するため、既存設備の高速大容量化が必要。

2. 施策の概要

- 高度無線環境整備推進事業の支援対象地域は、原則条件不利地域であるが、一定の条件を満たす場合は条件不利地域以外にも特例的に拡大する。
- 条件不利地域で、地方公共団体が公設の光ファイバ等を民間移行し、高度化を行う場合、補助率のかさ上げを行う。
- 条件不利地域で、地方公共団体が民間移行を見据えて公設の光ファイバ等の高度化を行う場合、その一部を補助する。

3. 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者

イ 対象地域： 下記①～③のいずれかに該当する地域

①条件不利地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

②財政力指数0.8以下の自治体、③人口密度500人/km²以下の町字

ウ 負担割合： 自治体が整備を行う場合 離島2/3、 離島以外1/2(※1)

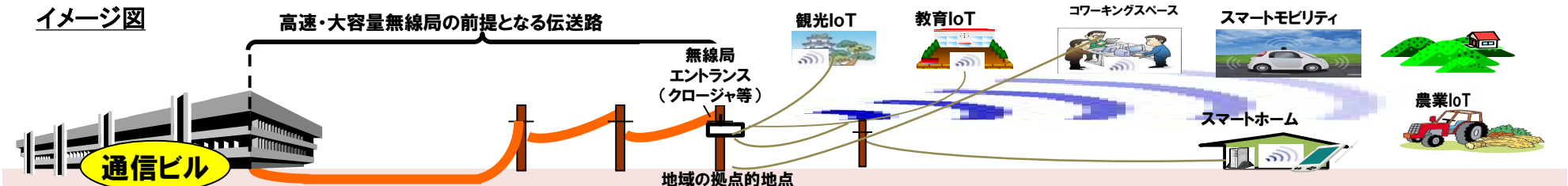
(※1) 財政力指数0.5以上の場合は1/3、離島地域の自治体は2/3

条件不利地域において、財政力指数0.3未満の自治体が行う公設設備の(5G対応等の)高度化を含む。

民間事業者等が整備を行う場合 離島1/2、 離島以外1/3(※2)

(※2) 条件不利地域において、民間事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合は 離島2/3、離島以外1/2

イメージ図



令和3年度第1次補正予算: 17.82億円